

平成24年3月8日、以下の内容の文書を霧島市長宛、提出しました。その結果の回答です。

赤字は注目すべき言葉、青字は住民コメントです。

=====

平成23年11月21日付けで協定書・記載項目の履行状況確認に付きまして質問文書を提出いたしましたところ平成23年12月2日、回答をいただきました。

平成24年2月1日付で、この回答書についての詳細確認と、意見交換の場の手配を要請しました。回答が無いまま日が過ぎましたので照会しましたところ、平成24年2月22日付けで再度「文書での質問」をなささいとの回答をいただきました。常日頃、対応を速やかにすると表明されております前田市制の対応と著しく乖離しております。

文書で再質問させていただきます。平成24年3月23日までにご回答願います。

=====

霧産第198号  
平成24年3月23日

霧島大規模養豚場建設阻止連終協議会  
会長 小濱 公志 様

霧島市長 前田 終止



開発協定書、環境保全協定書、立地協定書の履行状況確認について(回答)

平成24年3月8日付けで回答要請がありました開発協定書、環境保全協定書、立地協定書の履行状況確認について、次のとおり回答します。

### 協定書・記載項目の履行状況確認

1. 基本的な事項について伺います。開発協定書、環境保全協定書、立地協定書等に規定された事項は、事業者が履行するのは当然として、もし事業者が履行していないとしたら、履行を促すのが行政の職務と思われます。回答願います。

回答

協定書等に基づき、その規定を遵守するよう指導することは市の職務であると考えております。

2. 私達の質問に対して回答書の問い合わせ先は「霧島総合支所 産業建設課 建設グループ」とあります。起案部署と推測されますが、この回答は建設部、及び前田市長の見解と理解してよいですか？ 明快に市長の見解であるということをご表明ください。

回答

市長名で回答したものはすべて**霧島市長の見解**です。

3. 「開発協定書第10条で必要な防災施設を他の施設に先行して設置するなど、災害防止に万全の措置を講じなければならない」と規定され、「平成9年7月14日付けの林地開発変更許可条件でA調整池、B調整池の工事先行が明記されている」、「調整池は完成していない」と1次回答をいただきました。しっかりと開発協定書に違反していることを認識されていると理解しました。霧島市発足後、この規定に係る指導、または働きかけを実施されましたか？ 指導されたとしたら、その指導文書、指導されていないとしたらその理由をお示しください。

回答

平成22年12月8日付で「ゴルフ場造成地の土砂流出防止対策について」で開発協定書及び環境保全協定書に基づき適切な防災措置を講ずるよう指導しています。また、平成23年11月28日に事業者に対して、**主要防災施設を県の指導に従い早急に完成するよう口頭で指導**していま

す。

住民コメント

何故文書指導しないのか、証拠が残ることを避けたがる霧島市の態度は大きな問題です。

4. 「工事完成保証人のトーア工業が倒産していたのを知らなかった」と回答をいただきました。県は(株)キリシマが防災施設を完成させなかった場合、代執行を行いその費用を工事完成保証人に負担させるとの発言もあります。これほどの重要事項を認識していなかった霧島市の責任、及び(株)キリシマの不誠実さについて回答願います。

回答

事業者を確認したところ、工事完成保証人のトーア工業株式会社の倒産については、ゴルフ場造成工事が中断している時期であったため旧霧島町への報告はしていないとのことです。

住民コメント

問いに答えていない、何故容認したかを問いかけています。

5. 施工業者としてトーア工業から三州建設に変更になったことを口頭で通知を受けたとの回答をいただきました。その時期、及び伝達者名を教えてください。

トーア工業は平成 10 年に倒産しています。平成 23 年 10 月に現地の看板を訂正するまで 13 年間施工業者が存在しなかったこととなります。重大な開発協定書違反ではありませんか？

開発協定書違反でないとしたらその理由をお示しください。

回答

23年10月中旬頃、ゴルフ場管理責任者の白石氏から霧島総合支所産業建設課に林他開発許可表示板の施工業者欄に三州建設を表示した旨の報告がありました。また、ゴルフ場造成工事は平成9年8月31日から**工事中断中ですので、施工業者が不在であることが開発協定に違反するとは考えておりません。**

住民コメント

許可表示板の記載がトーア工業のままであることは住民が3者協議で指摘したことによって明らかになりました。霧島市が指摘したものではありません。

県の見解ではゴルフ場建設は継続中です。よって施工業者不在は明確に開発協定違反です。

6. 現在のゴルフ場施工業者の三州建設がゴルフ場建設は可能との見解を伺いました。これは三州建設に確認された結果ですか？

(株)キリシマの親会社である鎌田建設が建設できないとする施設を関連会社である三州建設が可能であると回答された根拠を教えてください。ゴルフ場建設には特殊な重機が必要です。このような事実を踏まえた上で回答願います。

回答

**三州建設には確認しておりません。**事業者が工事可能な施工業者を選定したものと考えており「出来ないとは言えない」と回答したものです。

住民コメント

鎌田建設を信頼する霧島市行政の姿勢が丸見えです。親会社が出来ないものを子会社が出来はありますがありません。三州建設にゴルフ場建設は出来ますかと聞くべきです。霧島市の土建屋さんに聞きましたら、「三州建設がゴルフ場建設をすることは無理」と聞きました。

7. 「林地開発に係る届出等については霧島市（旧霧島町）を經由しないため承知していない」、「林地開発変更届が受理されていることは承知している」との回答をいただきました。

この変更届の内容を鹿児島県に照会されましたか？

照会をされなかったとしたら職務怠慢のそしりを免れません。照会されたとしたら、協定書に係る内容を含んでいることを認識いただけるはずです。事業者に対して協定書違反であることを通告され、改善を求めましたか？

協定書違反であることの通告、改善を求めなかったとしたら、その理由をお示してください。

回答

県から林地開発変更届の内容の情報提供を受けています。林地開発変更届で調整池等の防災施設完成時期が延期されていますが、県は平成23年11月28日付で事業者に対して調整池の容量確保や、調整池の早期完成に向けて必要な工事を早急に進めるよう指導しており、市としても事業者に対して防災施設を早期に完成させるよう指導しております。

住民コメント

県から情報の提供を受けたのは昨年11月以降です。それ以前の情報は持ち得ていないはず、霧島市は林地開発に係る届に関する行動を一切行っていません。市の指導とは口頭指導であり、現地に赴いての指導ではありません。

8. 「平成21年12月28日、ナンチクへの土地売買予約の登記について承知していない」と回答をいただきました。

新聞紙上で平成22年9月にナンチクに対する行政指導が為されたとの報道がありました。当然これ以降は承知されたはずです。事業者に対して協定書違反であることを通告され、改善を求めましたか？

協定書違反であることの通告、改善を求めなかったとしたら、その理由をお示してください。

回答

ナンチクが売買予約に基づく所有権移転請求権仮登記を行っていますが、所有権は移転しておりませんので開発協定違反にはあたらないと考えます。

住民コメント

何故、このような所有権移転仮登記が行われたのか、所有権移転仮登記の目的は何か、疑問に感じないのか、事業者擁護の霧島市政の態度が明白です。

9. 平成15年5月28日現地は国分殖産住宅(株)に譲渡の件につき、旧霧島町は承知していたと回答をいただきました。

質問はこの取引について協議、承諾を与えたかということです。回答願います。

協議、承諾を与えていないとすれば、その理由をお示してください。

回答

承諾していると回答しています。

住民コメント

同じ公文書番号で承知→承諾の文書が発行された。承諾したとの書類は存在しません。

10. 開発協定書2条に竣工時期は平成7年6月とあります。(株)キリシマは平成6年9月、平成7年5月、平成9年5月、平成10年3月、県へ提出した工事進捗状況報告書で完成時期の変更を届けました。この内容は「承知している」と回答いただきました。

質問はこの取引について協議、承諾を与えたかということです。回答願います。

協議、承諾を与えていないとすれば、その理由をお示してください。

回答

承諾していると回答しています。

住民コメント

同じ公文書番号で承知→承諾の文書が発行された。承諾したとの書類は存在しません。

11. (株)キリシマは企画部・地域政策課への工事進捗状況報告書では工事中断と記載し、振興局経由、環境林務部・地域政策課への施工状況報告書では中断しておりません。霧島市の見解を求めましたところ「本体工事は中断していますが、維持管理(防災管理)は継続中の状態であると考えています」と回答いただきました。洪水後の県が事業者に対して発した指導文書、通知文書の内容には事業者の対応に不備があると指摘されています。このことを前提として維持管理が適切に行

われていたと思われませんか？

維持管理が適切であったとしたら、その理由、不適切であったとしたら、どのような対応をとるべきか、どのような対応をとられたかをお示しください。

回答

調整池等が未完成であることや維持管理が不十分であること等で、県が林地開発許可に係る指導を行っています。市も事業者に対して土砂流出防止対策に万全を期すことや、県の指導に従い調整池を早期に完成させるよう指導しています。

住民コメント

県は林地開発許可条件に違反しているとして指導している。林地開発許可条件違反は開発協定違反と同じ。

- 1 2. 開発協定書 5 条 3 項に定められた「(株)キリシマから四半期毎に提出されていた工事進捗状況報告」は保管していないと回答いただきました。進行中の事業に関する文書です。これを廃棄された根拠、条例、条項をお示しください。

県では進行中の案件であることから、保管がなされています。

回答

霧島市の行政文書の保存期間については、「市長が保有する行政文書の管理に関する規則」第 7 条で保存期間の区分ごとに該当する行政文書の類型に基づき、保存期間を設定することになっており、報告文書については 5 年保存が基準となっています。

住民コメント

疑義あり、霧島市行政文書管理規程・43 条 3 項に「その他の文書にあっては事案の処理が終了した年月日によるものとする。」規定されており、廃棄してはならないはず。(総務課文書保全グループに確認)

- 1 3. 平成 8 年 3 月にコースレイアウトの変更、防災施設の変更を含む林地開発変更許可申請書について「変更内容は承知している」と回答いただきました。

質問はこの取引について協議、承諾を与えたかということです。回答願います。

協議、承諾を与えていないとすれば、その理由をお示しください。

回答

承諾していると回答しています。

住民コメント

同じ公文書番号で承知→承諾の文書が発行された。承諾したとの書類は存在しません。

- 1 4. 平成 23 年 1 月 7 日行われました、県議会・企画建設委員会の視察で県議会議員、県・企画部長、県・地域政策課長、県・森林整備課長、始良・伊佐振興局長の前で、鎌田建設社長は開発協定書に記載された工事完成保証人としての責務を遂行できないとの発言について、「鎌田建設(株)に確認した。現在の状況では難しい」と回答があったとのことですが、住民の安全を守る立場の霧島市としてどのように思われますか？

住民の安全を脅かす調整池の未完成の放置をお認めになりますか？

回答

調整池等の防災施設は、早期に完成させる必要があると考えておりますので、工事完成保証人としての適切な対応が求められるものと考えます。事業者は現在の社会情勢ではゴルフ場建設は難しいとの考えを表明されていますが、市としては県と協調しながら、事業者に対して調整池等の主要防災施設を早期に完成させるよう指導しております。

住民コメント

本来は霧島市が防災施設の不備を認識し、指導すべきでした。住民の指摘によって動き始めた事実をしっかりと認識して欲しいです。



15. 上記視察時、事業者が「ゴルフ場建設を行わないと明言した」ことについて、事業者に確認した「現在の状況では難しい」と回答があったとのことですが、住民の安全を守る立場の霧島市として早急にゴルフ場の建設中止、森林の回復を勧告すべきではありませんか？  
ゴルフ場の建設中止、森林の回復を勧告をしないとすれば、その理由をお示してください。

回答

事業者は現在の社会情勢ではゴルフ場建設は難しいとの考えを表明されていますが、市としては県と協調しながら、事業者に対して調整池等の主要防災施設を早期に完成させるよう指導しております。

住民コメント

このような認識を持ちながら何故、開発協定違反と判断しないのか理解できない。ゴルフ場の建設中止、森林の回復を勧告について回答がありません。

### ゴルフ場の防災施設の現況についての認識回答

1. 「平成21年12月28日、ナンチクへの土地売買予約の登記について承知していない」と回答をいただきました。ところが「平成21年12月28日、国分殖産住宅(株)とナンチクの土地取引について国土利用計画法違反があったことをご存知ですか？」との質問については「承知している」と回答いただきました。回答に矛盾があります。何故ですか？

回答

開発協定に関する霧島市の見解確認の13番の質問はナンチクへの土地売買予約登記について市は協議し承諾を与えたかとの質問であり、ゴルフ場の防災施設の現況についての認識回答の1番の質問は、単に国土利用計画法違反があったことを知っているかとの質問であるので、回答に矛盾はありません。

自ら「協議し承諾を与えたかとの質問」に対して承知しておりませんと回答している。

2. 平成22年10月6日、始良・伊佐地域振興局長名で「林地開発許可地の改善指導」の文書が発行され、その内容について「承知している」との回答をいただきました。

・(株)キリシマが同文書の提出命令に従って提出した「主要防災施設の設置等に係る今後の方針」について「承知している」との回答をいただきました。

・県が「主要防災施設の設置等に係る今後の方針」は誤っているとの指摘をしていることも「承知している」との回答をいただきました。

(株)キリシマは土砂の撤去条件無視、調整池の先行完成の拒否などを表明しています。

開発協定書の10条、防災施設の先行設置条項に明らかに違反しています。

開発協定書違反としての認識をお持ちですか？

(株)キリシマに対して開発協定書に反していることを通告し、改善指導を促しましたか？

開発協定書に反していることの通告、改善指導をされなかったのであれば、その理由をお示してください。

回答

事業者は、平成22年10月6日付けの始良・伊佐地域振興局の指導に対して、今後の計画の見直し等で調整池を完成させることは困難であると回答していますが、調整池の堆積土砂除去等の作業は実施されております。また、現在では23年11月28日付の**県の調整池容量確保のための土砂浚渫等の指導に従い、作業を進めていることから現時点では開発協定違反の状態であるとは捉えていない**ところです。また、改善指導等については「協定書・記載項目の履行状況確認」の3回答のとおりです。

住民コメント

過去に事業者が実施した調整池の堆積土砂除去は極めて不完全であったことは県の指摘で明らかであり、霧島市も認めている。我々が問いかけているのは平成22年7月の洪水以前の状態が開発協定違反であることである。昨年11月28日付の通知文書は住民が県議会に懸命に訴えた結果である。霧島市は住民が訴えねば何もしてくれなかった。

3. 環境保全協定書の第5条（環境監視及び報告）の別紙・環境監視計画について「承知している」との回答をいただきました。それならば、この別紙に記載された報告書の提出を(株)キリシマに求めている理由をお示してください。

回答

ゴルフ場造成工事が中断していますので、環境監視計画に基づく環境監視や報告は求めておりません。今後、工事が再開された時点で、環境監視及びその報告を行っていただくことになると考えます。

住民コメント

環境監視計画には調整池の監視も含まれている。濁水の監視も含まれている。工事の再開とは無関係に環境監視は行うように定められている。全くの詭弁。今すぐにでも環境監視報告を求めるべきです。

4. 環境監視計画で「堆砂容量の許容値は設計堆砂量の80%」と環境保全協定書で定めていることを「承知している」と回答いただきました。事業者はこれを履行していますか？

県は県で定めた堆砂容量の許容値で管理します。協定書に規定された80%条項は県で定めた許容値より厳しいことから、この条項の管理監督は霧島市が行うべきと思われます、見解をお示ください。この条項の管理監督義務が霧島市に無いとの見解であれば、その根拠をお示し願います。

回答

ゴルフ場造成工事が中断していますので、環境監視計画に基づく環境監視や報告は求めておりません。今後、工事が再開された時点で、環境監視及びその報告を行っていただくことになると考えます。

住民コメント

鹿児島県・森林整備課はゴルフ場造成工事は継続中であると県議会で述べています。仮にゴルフ場造成工事が中断であったとしても防災施設工事の中断は認められていません。森林伐採が行われている事実から環境監視計画を何故履行しないのか。平然とこのような回答を行う霧島市の態度は洪水の再発を容認しています。

5. 防災施設の管理について

- ・側溝、導水路の破断箇所は存在するか？
- ・側溝、導水路が破断した状態で雨水は調整池に集るか？

この問いかけに対し、「3番、10番ホールでの存在は承知している」との回答をいただきました。平成22年11月2日に霧島市行政（建設部長同行）と住民とで一緒に現地視察を行いました。その時に広範囲に側溝、導水路の破断箇所があったことは確認されたはずですが、現地の防災施設の問題を即座に細部調査し住民に危害を及ぼす恐れが無いかを明らかにするのが住民を守る立場の霧島市の取るべき対応では有りませんか？ 何故、即座の調査をされなかったかの理由を含めて見解をお聞かせください。

回答

11月2日に住民の方々と現地調査を行い侵食や浚面の崩落等を確認したため、事業者に対して適切な防災対策を講じて下流域への土砂流出防止を図るよう要請しています。

住民コメント

実効性があったかを霧島市は確認していません。側溝、導水路の補修が行われた形跡はありません。

6. 平成23年6月8日、始良・伊佐振興局以下の指導内容について「承知している」と回答いただきました。

＝＝＝指導内容

- ・未完成調整池の早期完成の指導

- ・定期的な巡回と体積土砂の排土の指導
- ・要所に設けられた仮沈砂池の排土の指導
- ・排水施設の破損によるガリー侵食箇所には仮沈砂池を設け、土砂流出防止を図るような指導
- ・直接放流箇所、及び排水施設の補修の指導
- ・崩壊箇所の法面の緑化の指導

これらの指導から開発協定書10条に規定された防災施設の先行設置、維持管理条項に違反していることは明らかです。開発協定書に違反しているか、否かを含めて見解、および判断の根拠をお聞かせください。

回答

ゴルフ場造成工事が平成9年から中断したため防災施設も完成していないところです。しかし事業者はゴルフ場の完成を目指して現状での維持管理は継続してきており、現在、県の指導を受けて調整池の容量確保のための浚渫工事を進めているところです。このようなことから市としては現時点では開発協定違反とは捉えていないところですが、調整池の早期完成が防災上重要でありますので、事業者に対して県の指導に従い調整池を早期完成するよう指導しました。また、今後におきましても県と協調しながら事業者が防災施設を完成させるよう指導する考えです。

住民コメント

霧島市はゴルフ場造成工事が中断しているから防災施設は完成しなくても良いとの極めて危険な認識をもっています。維持管理が不適切であったことは県も指摘しており、霧島市も指摘しています。その指摘があつて初めて事業者は動いた。その指摘を促したのは住民です。我々は平成22年7月の洪水以前の状態が開発協定違反であるとしています。

7. ガリー侵食と手籠川へのシラス流出には因果関係について「因果関係を特定することは難しい」と回答いただきました。

平成8年8月27日、霧企111号「ゴルフ場建設に伴う土砂流失防止について」の文書で「ゴルフ場から大雨のたびに手籠川への土砂流失による永水地区の用水路へ土砂流入がある」

平成22年12月8日霧産109号で「ゴルフ場造成地の土砂流出防止対策について」の文書で「造成地内に雨水によるシラス地盤の侵食や盛土面の崩落箇所を確認した。下流域への土砂流出防止を図られるよう要請する」

との文書が発行されています。現地の防災施設の管理が不適切であることを行政が認識された結果の文書と住民は理解します。見解をお聞かせください。

回答

平成8年8月当時はゴルフ場の造成工事中で、降雨によりゴルフ場造成地から土砂が手籠川に流出した形跡が明らかであったため土砂流出防止を図るよう要請しています。また、平成22年12月8日付けの土砂流出防止に係る要請は、11月2日の住民の方々との合同調査でシラスの侵食や盛上面の崩落がありましたので、対策が無いと地区外への土砂流出に至る恐れがあると判断したため要請を行ったものです。

住民コメント

現地の防災施設の管理が不適切であることを霧島市は認識していると受け取ってよいのであろうか？ 霧島市は前章11項で「調整池等が未完成であることや維持管理が不十分であること等で、県が林地開発許可に係る指導を行っています」と認識しています。平成22年7月の洪水後、霧島市が実施した現地調査は不十分であり、住民が崩落箇所を確認し、霧島市に合同調査を申し入れた結果で問題箇所が公然となりました。

8. 防災施設の未完成の影響について「防災施設の未完成は、住民生活に不安を与えると思われることから、防災施設の早期完成が必要であると考えます。」と回答をいただきました。

平成5年着工、19年経過後の現在でも防災施設が完成していない事実は開発協定書に反していませんか？

住民は県が(株)キリシマに対して指導文書、通知文書を発する前に実情をご存知の霧島市が(株)キ

リシマに対して強く指導すべきであると思っています。霧島市として具体的にどのように対応くださいましたか、今後どのように対応されるのか教えてください。

回答

ゴルフ場造成工事が平成9年から中断したため防災施設も完成していないところです。しかし**事業者はゴルフ場の完成を目指して現状での維持管理は継続してきており**、現在、県の指導を受けて調整池の容量確保のための浚渫工事を進めているところです。このようなことから市としては**現時点では開発協定違反の状態とは捉えていない**ところですが、調整池の早期完成が防災上重要でありますので事業者に対して**県の指導に従い調整池を早期完成するよう指導**しました。また、今後におきまして県と協調しながら事業者が防災施設を完成させるよう指導する考えです。

住民コメント

霧島市は「事業者はゴルフ場の完成を目指して現状での維持管理は継続」と新たな見解を述べました。適切な維持管理を行っていなかったことを何故、霧島市は認めないのか。防災施設が未完成のまま19年間放置された事実は明らかに協定書違反ですが、これを霧島市は認めません。この項で霧島市が事業者に対して行った指導とは何かが明記されました。曰く「県の指導に従い調整池を早期完成するよう指導」です。霧島市は自らは何もしません。

9. (株)キリシマは県・企画部長、県・地域政策課長、県・森林整備課長、始良・伊佐振興局長の前で、資金繰りが付かない、5億円掛かることを理由に調整池工事は行わないと明言したことについて「事業者に確認した、現在の状況では難しい」と回答いただきました。県は(株)キリシマの経営状況とは無関係に調整池を含む防災施設を完成させるべき、(株)キリシマが工事をしないのであれば代執行まで検討すると述べています。さらに工事代金は工事完成保証人である鎌田建設に請求するとも述べています。

霧島市が今後取られる対応をお聞かせください。「県の対応を見届けた上で」などの行政特有の言い回しは期待しておりません。

回答

事業者は、現在、県による林地開発に係る指導を受けて、調整池の容量確保のための土砂浚渫を行っています。また県は、調整池の早期完成に向けて必要な工事を早急に進めるよう指導しているところですので、市としても事業者に対して県の指導に従い調整池を早期に完成させるよう指導する考えです。

10. 「平成23年11月7日、県議会・企画建設委員会の視察、及び住民との意見交換会」があるということで参加をお願いしました。

「県議会の行政視察であり議会及び県から出席要請等も無かったため出席は見合わせました。」との回答をいただきました。

県の執行部からの情報によりますとこの時点で霧島市と情報共有の会議は開かれていたと思われる。県の幹部、県議会の視察は情報共有の極めて重要な機会であったはず。この参加を見合わせるかの判断をされたのはどなたでしょうか？

住民が出席をお願いしたことを建設部長はご存知でしたか？

県から要請が無かったから参加しなかったという回答には納得しておりません。住民は参加すべきではありませんかと事前にお伝えしています。

回答

市が視察に参加するのであれば、事前に主催者からの出席要請があるか、または事前に申し入れをして承諾を得る必要があります。市ではこの視察の日程は把握していましたが、主催者からの参加要請が無かったため参加する予定はありませんでした。

住民コメント

住民は県議会視察の情報を霧島市にお伝えしました。県の幹部がおいでになるから是非参加してくださいとお願いしました。

参加を見合わせるかの判断をしたのは誰か、建設部長は知っていたかの問いかけに全く答えてい



ない。自ら参加させて欲しいと申し入れするのが霧島市の取るべき態度であるべきです。

11. 現地の防災施設の未完成、維持管理の不適切は平成22年7月の永水水害の前から継続していたことです。この事実の認識がありましたか？ 詳細にお答えください。

回答内容によっては霧島市の責任を問います。

回答

工事中断のためA調整池B調整池が未完成であることは承知していました。工事中断後の調整池の維持管理については事業者が現地事務所に職員を配置して維持管理を行っていましたので、管理が不適切であるとの認識は持っていませんでした。

住民コメント

調整池は未完成であることを承知していたならば完成させなさいと命ずるのが行政の責務ではなかろうか。現地事務所に配置した職員の資質に問題があることは三者協議で事業者自らが認め、同席していた霧島市も一緒に聞いていながら、このような回答を行いました。鎌田建設を絶大に信頼している霧島市行政そのものの回答です。

全体的コメント

平成24年3月9日の企画建設委員会で森林整備課長は「ゴルフ場造成の中での防災施設工事の先行実施という捉え方である。」「ゴルフ場の事業は継続しているという認識している」と答弁しています。鹿児島県と霧島市はゴルフ場問題について情報を共有しているはずである。霧島市の見解には以下のような問題があります。

- ・ 霧島市はゴルフ場の工事が中断していることを理由に防災施設の未完成を容認してきた。永水水害を招いたのは霧島市のこのような行為も一つの要因と思う。
- ・ 霧島市は「県の土砂浚渫等の指導に従い、作業を進めていることから現時点では開発協定違反の状態であるとは捉えていない」との見解を崩さない。住民は現時点の判断を求めている。平成22年7月に発生した洪水時点の見解を問いかけています。この事は例えて言うなら「罪を犯した事業者に対して現時点では指導に従っているから罪に当たらない」と述べているに等しい。
- ・ 県は週一回の頻度で現地の土砂撤去の状況を監視しています。霧島市はこれに同行していません。県と共に指導すると言いつつ、その実態はありません。

【問い合わせ先】

霧島市 霧島総合支所 産業建設課

建設グループ 担当 寺田

電話 0995-45-5111 (内線5730)